

納税ニュース

平成 18 年 1 月 13 日 第 10 号
編集・発行：鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1
TEL 82-2911 FAX 84-1212
URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

あなたは保険税を余分に納めていませんか？

下記の人は、もう一度、国民健康保険加入についてご確認ください。

- (1) 擬制世帯の人（右枠内参照）
- (2) 家族に社会保険等の加入者がいる人
世帯主またはご家族が会社等にお勤めで、国保加入者が以下に該当する場合は、その人の被扶養者として社会保険や共済保険に加入できるかもしれませんが、再度勤め先にご確認ください。

擬制(ぎせい)世帯とは？

世帯主が国保以外の社会保険の加入者でも、世帯の中に国保加入者が一人でもいれば、「みなし世帯主(擬制世帯主)」として、税の納税義務を負うことになります。

【健康保険(社会保険等)の被扶養者の範囲(詳しくは勤め先に確認ください。)]

- (1) 被保険者の父母、祖父母・配偶者(内縁関係にある人を含む)・子・孫・弟妹であって、主としてその被保険者によって生計を維持している人。(同一世帯でなくても OK です)
- (2) 次の人で被保険者と同一の世帯にあることが条件で、主としてその被保険者によって生計を維持している人。
 - a) 被保険者の3親等以内の親族(兄弟・伯父・伯母・おい・めいなど)
 - b) 被保険者の内縁の配偶者の父母および子(その配偶者が死亡した後における父母および子を含む)



【収入がある人の被扶養者の認定基準】

(1) 被保険者と同一世帯の場合

以下の基準を満たす場合

年収が130万円未満(60歳以上の場合、または障害厚生年金受給者等は180万円未満)でかつ、被保険者の年収の1/2未満である場合。

上記に該当しない場合でも、年収が上記の範囲であって、かつ、被保険者の年収を上回らないときは、生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者が生計維持の中心的役割を果たしている場合は、被扶養者に該当します。

(2) 被保険者と同一世帯でない場合

認定対象者の年収が上記(1)の範囲であって、かつ被保険者の援助による収入額より少ない場合は、原則として被扶養者に該当します。

一時所得(退職金、土地の譲渡金等)は年間収入の算定には入れません。

上記の内容によって、新しく健康保険(社会保険等)の被扶養者となった人は、国保年金課へ脱退(資格喪失)の届けが必要です。本人の国民健康保険証と被扶養者の健康保険証をお持ちになってください。

問合せ 国保年金課(内線 330~332)

1月は国民健康保険税の納期です。納期限:1月31日(火)
2月は国民健康保険税と介護保険料の納期です。納期限:2月28日(火)

特集

もうすぐ暦では春…… 確定申告の季節です！

確定申告の時期になりました。ここでは、平成18年度の税制改正の内容を紹介します。なお、申告日時・会場・申告方法など、詳しい内容は2月1日号の市報「かしま」をご覧ください。

【平成17年分の所得税】

公的年金等控除の改正

65歳以上の人に対しての上乗せが廃止されます。ただし、最低控除額を120万円とする特例措置が講じられています。

老年者控除の廃止

所得1,000万円以下の65歳以上の人に適用されていた老年者控除が廃止されます。一方、昨年まで老年者控除の適用により、寡婦・寡夫控除が受けられなかった人は寡婦・寡夫控除が適用になります。

定率減税の見直しは

平成18年分から10%に縮小します。



問合せ 税務課(内線261～263)

【平成18年度の住民税(平成17年中の所得に対する課税)】

同一生計の妻に対する均等割非課税措置の廃止

所得が28万円以上であれば、妻でも均等割(3,000円)が課税されます。

老年者控除の廃止

左記と同じです。

定率減税の見直し

所得税に先行して、平成18年度分から所得割の7.5%に縮小し、限度額は2万円です(平成17年度は15%、限度額4万円)。

65歳以上の人に適用される非課税限度額の廃止

65歳以上の人のうち、前年の合計所得が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されます(経過措置:平成18年度は所得割及び均等割の税額1/3、平成19年度2/3、平成20年度から全額)。

これからの休日納税相談と休日納税窓口(毎月第4日曜日)

とき 1月22日(日)9:00～15:00

とき 2月26日(日)9:00～15:00

とき 3月26日(日)9:00～15:00

平日に納められない人は
ご利用ください

ところ 納税対策課(市役所1階)

納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各公民館または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成18年5月中旬の予定です。